

ペルー共和国向け日本産米、その他穀類及び豆類の携行輸出の条件

- 1 ペルー共和国への入国の際、日本からの旅行者は、「手荷物宣誓供述書」の項目2の“SI”(yesの意味)に印を付け、米、その他穀物及び豆類の持ち込みを申告すること。
- 2 旅行者は、空港等にあるペルー共和国植物検疫当局 (SENASA*) に必要事項を記入した手荷物宣誓供述書を提出し、対象となる携行品をSENASA職員に示すこと。
(* 農業・灌漑省農業衛生国家サービス局のこと。)
- 3 SENASA職員による輸入植物検査を受け、承認を得ること。なお、検査費用を支払う必要はない。
- 4 携行品は、個人消費で一人当たり合計1キロ以内 (1キロ以内であれば、複数種類の携行も可能) とし、こぼれないよう種類別に密閉包装されていること。